

令和 6 年

第 5 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 5 月 7 日

前橋市農業委員会

令和6年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年5月7日 午後2時22分
- ・閉会日時 令和6年5月7日 午後3時17分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（22人）

1 番 石村 利夫	2 番 澁澤 聖一	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸
5 番 松島 敏男	6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄
9 番 坂本 忠	10 番 井田 健	11 番 平野 豊一	12 番 須賀 民雄
13 番 阿久津 昌枝	14 番 松田 智之	15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博
18 番 伊藤 晴夫	19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一	21 番 小林 要
23 番 町田 祐介	24 番 猪岡 正一		

・欠席委員（2人）

17 番 奥野 芳男 22 番 石井 真帆美

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	主事 山崎 佑香
嘱託員 高橋 正子			

・付議事件

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 議案第29号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第30号 | 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条） |
| (3) 議案第31号 | 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条） |
| (4) 議案第32号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (5) 議案第33号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (6) 議案第34号 | 公売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的） |
| (7) 議案第35号 | 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について |

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。澁澤会長には、先ほどの会でご挨拶を頂戴しましたので、ここでは割愛させていただきます。 本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、17番 奥野 芳男 委員、22番 石井 真帆美 委員の2名であります。従いまして在任委員24名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名します。3番 小堀 清 委員、4番 星野 和幸 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から15番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇（説 明） 以上、整理番号1番から15番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号2番、3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (平野委員)	◇（報 告） ご報告いたします。整理番号3条の2番、3番、売買の申請です。現地・面接調査案内図は、1ページから38ページをご覧ください。申請地は5筆で、下大屋町地内の農用地区域内の農地です。面接には申請法人の代表の義父であり、役員をされている申請代理人が来られました。申請代理人は伊勢崎で別法人を25年やられている方で、今回の農業法人もこの方の指導の下でやられています。今回の申請法人は友人から譲り受け、平成17年に設立されています。友人が亡くなり、譲り受けた代理人を中心に令和4年度から太田市で営農を始めた法人です。主に米、ナス、ネギの栽培を行っています。代理人は不動産業もやられている方で、この地区から外に出てしまっている営農法人の渡人から相談され、申請地でネギの作付けを始めています。それから、申請地のうち3筆の荒廃の状態になっているところを現在解消につとめており、解消できたところからブルーベリーを作付けするとのこと。出荷先も今まで経験のある前橋、伊勢崎の市場やスーパーなどで販売して、売上は1年目が50万円で3年目には500万円程度を見込んでいます。従業員は3人ですが、伊勢崎の農業法人と共有して外国人を9名ほど3班に分けて雇用しているそうです。その外国人は不動産の方で所有しているアパートに住まわせているとのこと。農業機械はトラクター2台、刈り払い機2台、4t回送車1台、軽トラ1台を所有。調査班としては、譲受法人の役員の営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）

議 長	全員賛成でありますので、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から15番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第30号 農地一時転用許可期限延長願い、5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇(説明)
議 長	以上1番、2番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
◇◇◇	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇(意見、質問等なし)
◇◇◇	ないようですので採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇(挙 手)
	全員賛成でありますので、議案第30号 農地一時転用許可期限延長願い、5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇(説明)
議 長	以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
◇◇◇	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇(意見、質問等なし)
◇◇◇	なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇(挙 手)
	全員賛成でありますので、議案第31号 農地法の規定による許可後の計画変更申請、5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
	次に、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇(説明)
議 長	以上1番から2番、4番から7番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
調査班長 (平野委員)	なお、整理番号1番、3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 ◇(報告) ご報告いたします。整理番号4条の1番、貸露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、39ページから45ページをご覧ください。申請地は、市立大胡東小学校から北東に約830mに位置し、北側は農地と道路、南側は宅地と農地、西側と東側は道路と農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は43ページです。面接には申請代理人の行政書士が来られました。申請人は土地の有効活用を行うため、貸露天資材置場として利用したく申請するものです。令和5年4月に2社から利用の申し込みがあり、申請地を2区画にして露天資材置場として貸す計画だそうです。代理人が確認したところ、2社とも現在でも使用したい意向に変わりはないとのことです。2社の利用計画については、1社は従業員20名ほどの西大室町に本店を構える金属加工・貿易業を営む法人で、申請地は中古自動車の部品の国外輸出版売事業のための中古車のストック置場として使用するとのことです。もう1社は従業員15名ほどの桐生市に本店を構え、市内に資材置場を借りているリサイクル業を行う法人で、現在の資材置場の返却にともなって、今回中古のトラクターやコンバイン等の置場として使用したいとのことです。土地の造成は、転圧して碎石敷にするとのこと、雨水は自然浸透とのことです。外灯の

設置は予定していないそうです。周囲には1. 6 mのフェンスを設置するとのこと。調査班の現地確認で、出入口までの道幅が狭い道路で、宅地も道の両側にあったりするので、その辺の対応について質問したところ、2社とも営業時間は8時から17時で出入りの車両は4 t車まで、1日に1～2回の利用で済むという返事を後日いただきました。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号4条の3番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、46ページから58ページです。申請地は、前橋市大室公園から北東約800mに位置する農用地区域内の農地です。現地案内図は57ページです。面接には申請人が来られました。営農型太陽光発電施設の更新のための申請です。現地調査の結果、申請人は防草シートと言っているのですが、どう見ても防水シートのような水が溜まってしまう分厚いシートが敷いてありました。当初はネギの栽培ということでしたが2年連続でうまくいかなかったため、今回はそのシートに穴を開けて柿の苗木を植える予定とのことですが、柿は本来2～3月の寒い時期に植えないといけないのが、注文はしてあるけど手元にはないというおかしな状況でした。いろいろ話をしたところ、5月いっぱいには植えるということなので、調査班としては、今のところ十分な営農状況が見られないため、定植済みを見ての判断ということで次の6月への保留とすることを決めました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員

10番です。先ほどの説明の中で、営農型太陽光設備の関係については現地確認をして農地性があると確認したと説明があったのですが、4番・5番は同一申請人の方ですか。他にも土地があって、同様の営農型太陽光設備を持っている方なのでしょうか。もし持っている方であれば、他のところの営農状況も確認されたのかどうか、分かれば教えていただきたいと思います。

佐藤副主幹

この方は他に4箇所です。営農型をやっております。今年に入って他のところも申請を出して、許可になっております。平成25年の最初の頃からやっていて、農地については適正に管理していることが続いておりましたので、他の箇所につきましては、今回あえて現地確認はしていません。申請の箇所だけ確認しております。

10番委員

ありがとうございます。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番を保留とし、整理番号1番から2番、4番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号3番を保留とし、1番から2番、4番から7番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から34番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇（説 明）

以上2番から34番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

なお、整理番号11番、12番、15番、16番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(平野委員)

◇（報 告）

ご報告いたします。整理番号5条の11番、12番、売買、露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、59ページから67ページです。申請地は、JR両毛線駒形駅から南西約500mに位置し、西側はガーデニングの店、南側は県道2号に面し、反対側にはショッピングモールのガーデン前橋があるところで、北側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2

種農地です。現地案内図は64ページです。面接には申請法人の中国人の代表者と通訳、行政書士の3名で来られました。申請法人は伊勢崎市に本社を構え、金属の輸出入事業を営んでいます。従業員は6名、事業拡大のため3名増やす予定だということです。年間の売上額は4億円以上とのことです。事業拡大のため、資材置場用地として、広い道路に面し駒形インターチェンジに近い土地を探していたところ、申請地が条件にあったため取得し、資材置場として利用したく申請するものです。申請地には鉄骨・鉄くず、ホイール、同線ロール、雑線くず、アルミ等の資材と大型車2台、パワーショベル2台、フォークリフト2台などを置く予定とのことです。土地の造成は、出入口予定の東側道路の高さに合わせて埋め立て手続きを同時に行うそうです。碎石敷で10t車が出入りする道路に鉄板を置き、雨水は自然浸透とのことです。外灯の設置は予定してなく、周囲には3mのフェンスを設置するとのことです。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の15番、16番、売買、露天資材置場・露天従業員駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、68ページから76ページです。申請地は、市立時沢小学校から南西に約200mに位置し、北側は宅地と農地、西側、東側は道路、南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は73ページです。面接には申請法人の代表と申請代理人の行政書士の2名で来られました。申請法人は申請地の北側で建築工事業を営んでいます。従業員は6名、年間の売上額は4億円ほどとのことです。今の敷地では手狭なため既存の隣地の申請地を取得し、露天資材置場及び従業員用駐車場として使用したく申請するものです。申請地には建築資材と従業員用として車両15台分の駐車スペースを確保し、現場からのゴミや残土の一時保管をしたいそうです。土地の造成は、道路の高さに合わせ整地し、碎石敷にするとのことです。南の駐車場には車止めを設置し、境界には土が流れないように施すそうです。雨水は自然浸透とのことです。外灯の設置の予定はないとのことです。調査班としましては、資材置場、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えることから許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

16番委員

16番です。11番と12番の売買についてお聞きさせていただきたいと思います。確かご説明では取得した会社が中国の方というお話でしたけれども、株主というのはどんな形になるのでしょうか。もちろん法の下での平等ということで、どこの国の方でも取得できるわけなのですが、その辺がヤードか何かになるとか、そういうようなことはないのでしょうか。その辺を教えてください。ただで大変ありがたいと思います。

佐藤副主幹

どなたが株主を持っているかは申請書にはないので、株式の所有については分かりません。ヤードについてですが、申請の方は資材置場ということですので、資材置場として適正に使っていただくということになります。資材置場については、今年度から許可書について半年ごとに利用方法ですとか、そういったものを3年間報告するというようになっておりますので、そこで確認していければと思っています。

16番委員

どうもありがとうございます。

議長

他にご意見ございませんか。

18番委員

18番です。先ほどの案件の11番と12番、資材置場ということですが、特に外国人の経営者が多いと思うのですが、鉄くずを買いますとか、中古のトラクターや耕作機械を買いますとか、そういう事業スタイルの会社なののでしょうか。それは資材置場で通るのかどうなのか。それと、やはり見ていると周辺の農地にゴミが飛んだりとか、そういうことを感じるのですが、その辺の対応について、調査をしてあるのかどうか教えてください。

佐藤副主幹

申請の方は、資材として使うものを置くので、周りについては鉄板で囲うということで、周りへの配慮もされていると判断しております。先ほど申しましたが、利用方法を資材置場でやる場合は、半年ごとの報告がありますので、その中で使い方が違うようであれば、こちらの方で廃棄物対策課とも連携をとって指導することになるかと思います。

議 長	他にご意見ございませんか。
10 番委員	10 番です。7 番についてですが、国道に買収されて敷地が狭くなって困っているという印象の書き方になっています。分かれば教えてもらいたいのですが、国道に買収される面積はどのくらいなのでしょう。あるいは残った宅地というか、使える土地として残るのはどのくらいなのでしょう。ちなみに今回申請された面積は172㎡なんです。申請の理由として露天資材置場ということになっているのですけれども、もし住宅が建っていて今後建て替え等を予定する可能性があるのであれば、転用理由として住宅が建てられるような計画の手続きもありますよという情報提供や指導をしてあげたらいいのではないかなと思います。まずは面積の関係について、もし分かれば教えていただきたいです。
佐藤副主幹	買収の面積はちょっと分からないのですが、現在の敷地面積としては95.8㎡ということがあります。狭くなってしまって駐車場もなく困っているということで、道路の反対側になるのですが、こちらを取得して露天駐車場として使っていきたいという申請です。
10 番委員	ありがとうございます。かなり敷地として狭くなってしまうということですので、もし建て替えをすれば、道を挟んだ場所ということであっても、今回申請された土地の方へ建て替えられるかなと思います。開発の手続きができるというようなことは教えてあげていただきたいと思います。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から34番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて会長専決により許可書を交付することになりますのでご承知お願いします。 次に、議案第34号 公売農地の買受適格証明願、耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇(説明) 以上、整理番号1番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	なお、整理番号1番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (平野委員)	◇(報告) ご報告いたします。整理番号、買受適格証明の1番です。現地・面接調査案内図は、77ページから96ページです。申請地は、箕井町地内の農用地区域内農地です。現地案内図は94ページです。面接には申請人と申請人の息子の2名で来られました。申請人家族は、長野県で米、ニンニク、花の栽培による農業経営を行っています。長野は申請人の夫の実家で、22年前より夫だけ長野の方に戻って、申請人と息子さんは東京から通いで農業を手伝っているようです。申請地では、ビニールハウスによって、クリスマスローズの栽培を計画しているそうです。息子さんが前橋市で大学生活を送っていたことで、前橋という地域を気に入っておられて、長野県の圃場との気温差を利用して、クリスマスローズの花の開花時期の調整を行いたいとのこと。出荷先も以前よりクリスマスローズを栽培されており、販売先も東京の方にあるそうです。農業従事者は申請人の家族3名で、現在母子は東京、父は長野県という形になっています。長野県で花を栽培し、本市へ山下げで11月～6月の週3日ほど通い、農作業を行う予定だそうです。前橋での農業経営が軌道に乗れば、規模を拡大して、息子さんは前橋に住みたいとも話していました。今回もし公売がダメでも、前橋市内の他の農地を借りたいという話もしておりました。長野の農

業機械はトラクター２台、軽トラが１台、草刈り機など営農に必要なものは揃っているそうです。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、適格相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

なければ採決したいと思います。整理番号１番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第３４号 公売農地の買受適格証明願、耕作目的について、整理番号１番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第３５号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

阿久澤副主幹

◇（説 明）

農用地利用集積計画の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見・質問等なし）

議 長

なければ採決したいと思います。議案第３５号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第３５号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、２３ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況	４件
（２）法第５条の届出書の受理状況	８件
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	２８件
（４）現況証明交付状況について	１件

また、報告事項（５）は、第４回総会において許可とした、法第５条の農地転用２件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（午後３時１７分閉会）